

**第2期**

**伊勢市再犯防止推進計画**

**(素案)**

**令和8年 月**





～はじめに～

# 作成中

## (市長あいさつ)



## 目次

### || 第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画の位置づけ.....	4
3 計画の期間.....	5
4 計画の策定体制等.....	6
5 計画の対象者.....	6

### || 第2章 再犯防止をとりまく現状と課題

1 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（全国） .....	8
2 伊勢市内における再犯者数等について .....	9

### || 第3章 計画の考え方

1 基本的な考え方.....	18
2 施策の体系.....	19

### || 第4章 取組みの推進

1 「必ずつながる相談体制の確立」 .....	22
2 「就労・住居の確保等」 .....	23
3 「保健医療・福祉サービスの利用の促進」 .....	26
4 「学校等と連携した就学支援の実施等」 .....	28
5 「犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等」 .....	30
6 「民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等」 .....	31

### || 資料編

・関係機関との連携・相談支援体制イメージ図.....	35
・関係機関の取組.....	36
・用語解説.....	45
・再犯防止推進法(概要) .....	48
・伊勢市再犯防止推進計画策定委員会 委員名簿、設置条例.....	50



## 第1章

# 計画の策定にあたって



## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

#### (1) 計画策定の経緯

再犯の防止は、犯罪を未然に防ぎ、安全・安心な地域社会を実現するために極めて重要な課題です。平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下、「再犯防止推進法」という。）が施行され、国・地方自治体・関係機関が連携して、犯罪をした人等の自立と社会復帰を支援する体制の整備を進めています。

これを受け、伊勢市では令和3年に第1期再犯防止推進計画（以下、「第1期計画」という。）を策定し、市内関係機関との連携を強化しながら、出所者や保護観察対象者に対する就労支援や福祉的支援に取り組んできました。

第1期計画の計画期間は、令和7年度をもって満了することから、第1期計画の取組等を継承しつつ、成果や課題等を踏まえ、第2期伊勢市再犯防止推進計画（以下、「第2期計画」という。）を策定することで、継続的な再犯防止の推進に取り組んでいきます。

また、令和5年3月に閣議決定された第二次再犯防止推進計画や令和7年3月に策定された第二期三重県再犯防止推進計画を鑑み、第2期計画を策定します。

#### (2) 第1期計画に基づく取組の検証

第1期計画では、「就労・住居の確保等」、「保健医療・福祉サービスの利用の促進」「学校等と連携した就学支援の実施等」、「犯罪をした人等の特性に応じた効果的な指導の実施等及び犯罪被害者等の心情等を理解するための取組」、「民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等」の5つの項目を重点項目として位置づけ、再犯防止の推進に取り組んできました。これらの重点的な取組を通じて、関係機関との連絡体制や支援の枠組みは一定程度構築されてきましたが、一方で、再犯者率は高止まりの傾向にあり、高齢出所者の増加や住居・就労の確保困難といった課題への対応は引き続き求められています。

現行の取組をさらに効果的なものとしていくために、第2期計画では、関係機



関間の協働の深化・更なる連携強化を図り、必ずつながる相談体制を確立させ、「誰一人取り残さない支援」を推進してまいります。

### (3) 国・県の再犯防止推進計画の概要

令和5年3月に国が策定した第二次再犯防止推進計画では、施策の実施者が目指すべき方向・視点として第一次推進計画の5つの基本方針を踏襲し、7つの重点課題が設定されました。

#### [重点課題]

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した就学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

県では、令和2年3月に策定した第一期計画の重点課題を継承しつつ、第一期計画に基づく取組の検証、再犯防止推進法や国の第二次再犯防止推進計画、「計画基本理念」を踏まえ、第二期計画では重点課題を次のように位置づけています。

#### [重点課題]

- ① 就労・住居の確保
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ③ 非行の防止と立ち直り、学び直し支援の実施
- ④ 犯罪に至った等の特性に応じた効果的な指導の実施
- ⑤ 犯罪被害者等の心情等を理解するための取組
- ⑥ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進
- ⑦ 国・市町・民間協力者等との連携強化



## 2 計画の位置づけ

本計画は、「支え合い・助け合い」や「絆」を強め、誰もが安心して暮らせる地域社会の中でいつまでもその人らしくいきいきと暮らしていくためのまちづくりを目指す伊勢市の様々な取組みを「再犯防止推進の観点」から整理したもので、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として位置付けます。

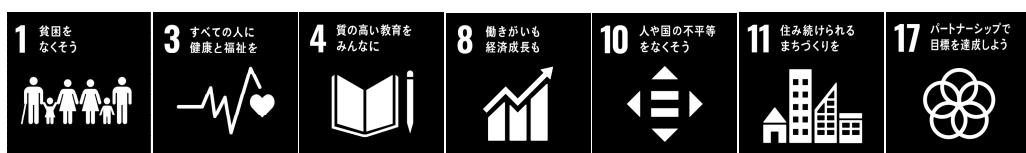
### (1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画との関係

「第4期伊勢市地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、誰もが住み慣れた地域で安心して生活するため、住民一人ひとりが地域の課題を共有し、解決方法を共に考え、解決に向けて取り組んでいくよう、人ととの強い絆で支え合い、心豊かにこのまちで暮らしていく伊勢市を目指し、令和6年度に策定されました。地域福祉計画策定ガイドラインにより、保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等への社会復帰の在り方が、地域福祉計画の策定にあたって盛り込むべき内容とされていることに基づき、制度の狭間問題への対応として、罪を犯した人などの地域生活を支えるしくみづくりを進めています。

### (2) SDGsとの関係

本計画で定める基本方針や施策を推進することにより、SDGsが定めるゴールの達成に貢献することを目指します。

#### ○本計画と関連の強いゴール



※<sup>1</sup> SDGs (Sustainable Development Goals) 平成27年9月の国連サミットにおいて採択された国際社会全体の共通目標であり、令和12年までに達成を目指す17のゴール（目標）と、それに連なる169のターゲットから構成されている。



### 3 計画の期間

本計画は、令和8年度から令和12年度までの5か年とします。なお、今後の社会情勢の変化や国、県の計画の見直し等を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行います。

	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
総合計画基本構想				H30 ~ R11				
〃 基本計画			中期(R4~ R7)		後期(R8~R11)			
地域福祉計画・ 地域福祉活動計画 成年後見制度利用 促進基本計画	R1~ R5			R6~R10				
再犯防止推進計画		R3~ R7			R8~R12			
老人福祉計画・ 介護保険事業計画	R3~ R5		R6~ R8					
障がい者計画		R3~R8						
障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画	R3~ R5		R6~ R8					
子ども計画	R2~R6			R7~R11				
健康づくり指針 (健康増進計画)		H28~R7			R8~R17			
自殺対策推進計画	R3~ R5		R6~R10					

## 4 計画の策定体制等

本計画の策定にあたっては、市長の附属機関として設置し、関係機関が委員として参画している「伊勢市再犯防止推進計画策定委員会」にて審議等を行いました。また、多くの市民の意見を反映した計画とするため、パブリックコメントを実施しました。

### (1) パブリックコメントの実施

令和7年〇月〇日から令和8年〇月〇日の〇日間、市役所本庁舎や各総合支所、各支所、図書館など市の施設、市のホームページなどでパブリックコメントを実施しました。

## 5 計画の対象者

本計画の対象者は、以下のとおり「再び犯罪をするおそれのある者等」と広く捉えます。

- ・ 刑務所や少年院からの出所者・出院者
- ・ 保護観察対象者
- ・ 執行猶予中の者
- ・ 不起訴処分になった者
- ・ その他、更生支援を必要とする者

## 第2章

---

# 再犯防止をとりまく現状と課題

## 第2章 再犯防止をとりまく現状と課題

### 1 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（全国）

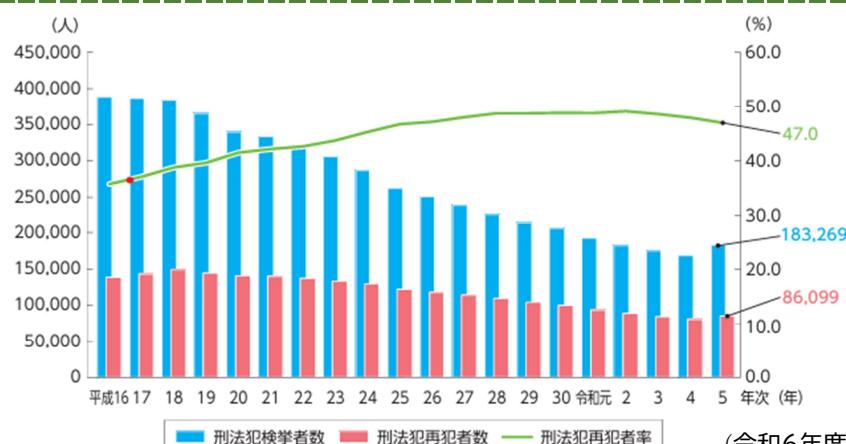
刑法犯検挙者中の刑法犯再犯者数は、2007年(平成19年)以降、毎年減少しており、2022年(令和4年)は8万1,183人でしたが、2023年(令和5年)は17年ぶりに増加し、8万6,099人でした。

刑法犯再犯者率は、初犯者数が大幅に減少していることもあり、1997年(平成9年)以降上昇傾向でしたが、2021年(令和3年)からは減少に転じ、2023年は、47.0%と前年(47.9%)よりも0.9ポイント減少しました。 (令和6年版 再犯防止推進白書から引用)

年 次	刑法犯検挙者数	刑法犯再犯者数	
		刑法犯再犯者数	刑法犯再犯者率
平成16年	389,027	138,997	35.7
17	386,955	143,545	37.1
18	384,250	149,164	38.8
19	365,577	145,052	39.7
20	339,752	140,939	41.5
21	332,888	140,431	42.2
22	322,620	137,614	42.7
23	305,631	133,724	43.8
24	287,021	130,077	45.3
25	262,486	122,638	46.7
26	251,115	118,381	47.1
27	239,355	114,944	48.0
28	226,376	110,306	48.7
29	215,003	104,774	48.7
30	206,094	100,601	48.8
令和元年	192,607	93,967	48.8
2	182,582	89,667	49.1
3	175,041	85,032	48.6
4	169,409	81,183	47.9
5	183,269	86,099	47.0

(注釈)

- 1 警察庁・犯罪統計による。
- 2 「刑法犯再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
- 3 「刑法犯再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。



(令和6年度版 再犯防止推進白書より抜粋)



## 2 伊勢市内における再犯者数等について

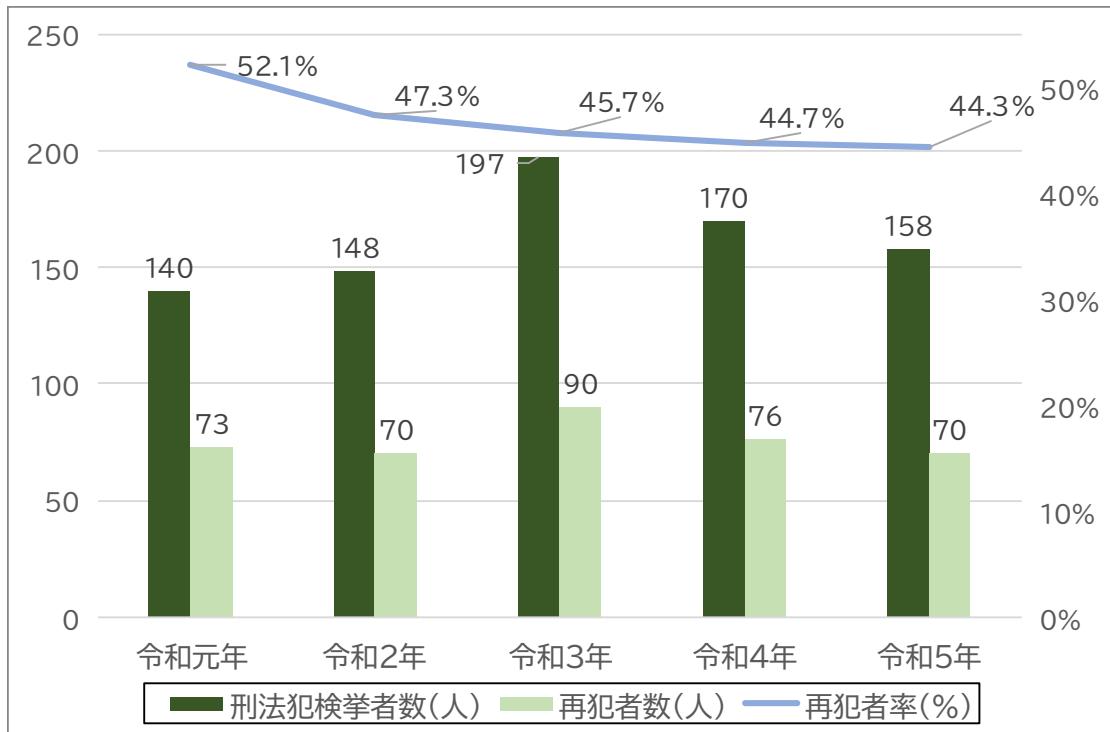
### (1) 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

伊勢警察署管内における刑法犯検挙者数の推移をみると、令和元年の140人から増加していましたが、令和3年の197人をピークに減少し、令和5年には158人となっています。

再犯者数の推移も、令和3年の90人をピークに減少し、令和5年には70人となっています。

再犯者率としては、令和元年の52.1%から右肩下がりで推移し、令和5年には44.3%となっているものの、三重県内における再犯者率を上回る年が大半を占めています。

【伊勢警察署管内における刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率】



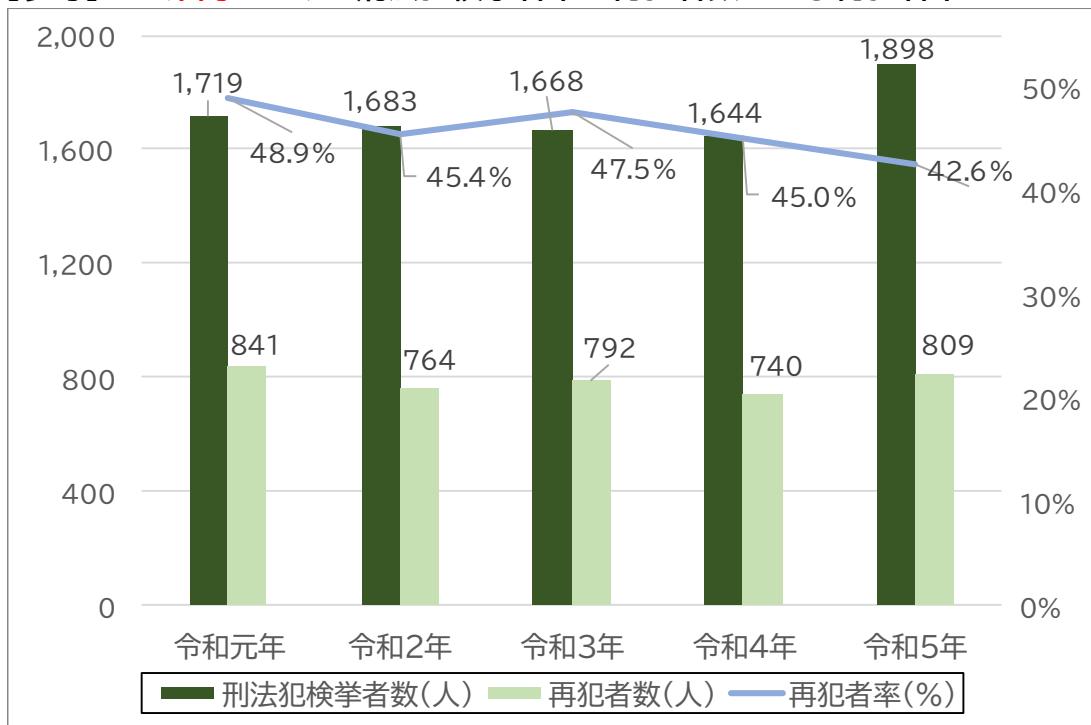
(出典:法務省矯正局提供のデータに基づき作成)

注 1 「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯(道路交通法違反を除く。)の別を問わず、前科又は前歴を有するものをいう。

2 犯行時年齢が20歳以上のものを計上している。



### 【参考】三重県内における刑法犯検挙者中の再犯者数および再犯者率



(出典:法務省矯正局提供のデータに基づき作成)

## (2) 薬物事犯検挙数と再犯者数及び再犯者率

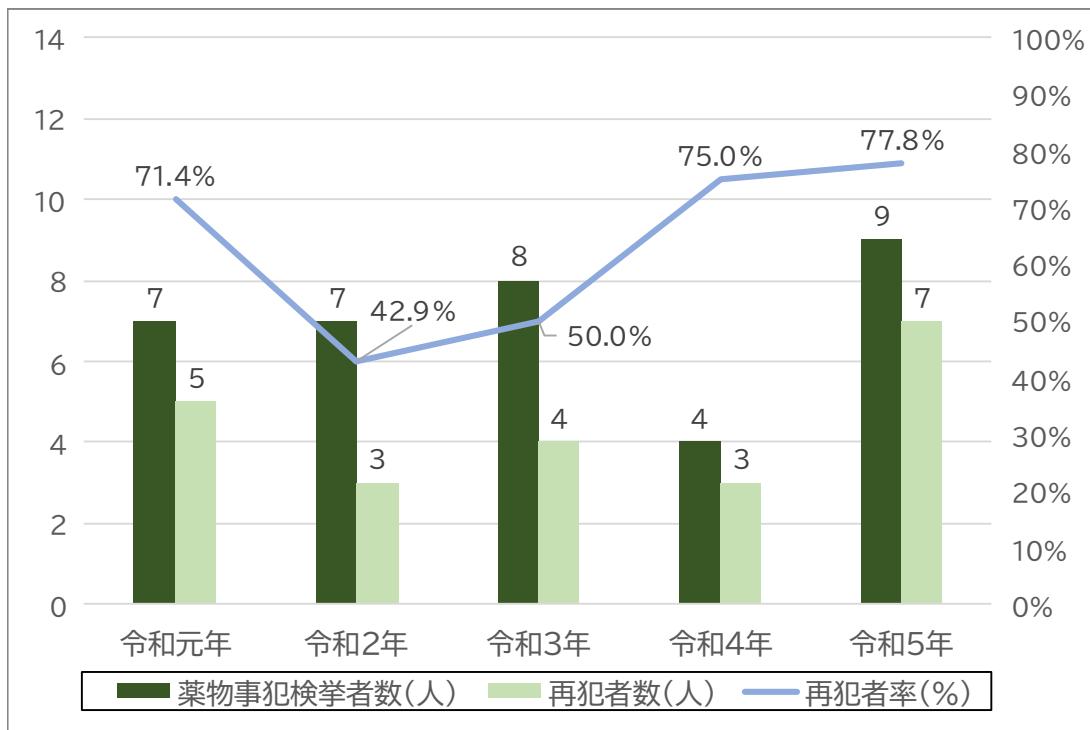
伊勢警察署管内における薬物事犯検挙者数をみると、令和元年から令和5年まで10人未満で推移しています。

薬物事犯検挙者数のうち、再犯者は令和5年が最も多い、7人となっています。

再犯者率は、令和元年の71.4%から令和2年には42.9%まで減少したものの、令和5年には77.8%まで上昇し、刑法犯検挙者の再犯者率と比較すると高い水準で推移しています。三重県内における再犯者率をみても、薬物事犯検挙者の再犯者率は70%台の高い水準で推移していることから、薬物は依存性が高いことがうかがえます。



### 【伊勢警察署管内における薬物事犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率】

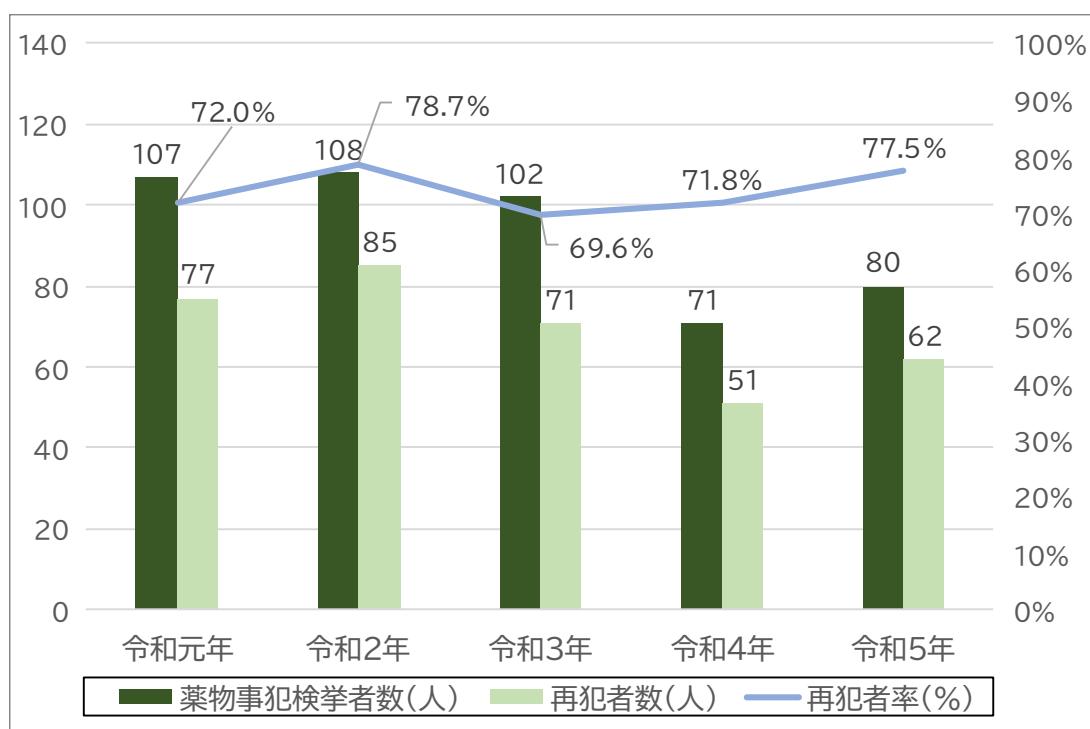


(出典:法務省矯正局提供のデータに基づき作成)

注 1 「薬物事犯者」とは、「覚醒剤取締法・麻薬等取締法・大麻取締法」のいずれかに該当するものをいう。

2 犯行時年齢が20歳以上のものを計上している。

### 【参考】三重県内における薬物事犯検挙者中の再犯者数および再犯者率



(出典:法務省矯正局提供のデータに基づき作成)



### (3) 再犯者数の推移（犯罪別）

伊勢警察署管内における刑法犯及び薬物事犯の再犯者を犯罪別にみると、まず刑法犯総数の内訳は、窃盗犯がいずれの年も最も多く、次に粗暴犯と続いています。**三重県内**でも、同様の傾向が確認できます。

薬物事犯総数の内訳は、覚醒剤取締法での検挙が多く、**三重県内**でも同様の傾向がうかがえます。

#### 【伊勢警察署管内における再犯者数の推移（犯罪別）】

(単位:人) ※少年を除く	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
刑法犯総数	73	70	90	76	70
うち)凶悪犯	2	1	3	2	5
うち)粗暴犯	11	16	24	12	9
うち)窃盗犯	38	41	44	52	50
うち)知能犯	9	4	9	3	2
うち)風俗犯	2	0	0	2	0
うち)その他	11	8	10	5	4
薬物事犯総数	5	3	4	3	7
うち)覚醒剤取締法	3	1	3	3	6
うち)麻薬等取締法	0	1	0	0	0
うち)大麻取締法	2	1	1	0	1

（出典：法務省矯正局提供のデータに基づき作成）

#### 【参考】**三重県内**における再犯者数の推移（犯罪別）

(単位:人) ※少年を除く	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
刑法犯総数	1,719	1,683	1,668	1,644	1,898
うち)凶悪犯	39	47	34	41	38
うち)粗暴犯	360	341	378	354	512
うち)窃盗犯	985	953	908	867	958
うち)知能犯	152	136	174	194	166
うち)風俗犯	50	38	36	42	47
うち)その他	133	168	138	146	177
薬物事犯総数	107	108	102	71	80
うち)覚醒剤取締法	83	77	77	45	59
うち)麻薬等取締法	0	4	3	4	0
うち)大麻取締法	24	27	22	22	21

（出典：法務省矯正局提供のデータに基づき作成）



## (4) 検挙者数の推移（年齢別）

伊勢警察署管内における刑法犯及び薬物事犯の検挙者数を年齢別にみると、刑法犯検挙者数の内訳は、65歳以上が最も多く、薬物事犯検挙者数の内訳は、60歳未満が大半を占めています。**三重県内**でも同様の傾向が確認できます。

### 【伊勢警察署管内における検挙者数の推移(年齢別)】

(単位:人) ※少年を除く	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
刑法犯総数	140	148	197	170	158
うち)20~29歳	21	20	22	27	16
うち)30~39歳	18	19	22	20	19
うち)40~49歳	25	29	43	24	29
うち)50~59歳	26	18	32	29	31
うち)60~64歳	12	14	13	14	8
うち)65歳以上	38	48	65	56	55
薬物事犯総数	7	7	8	4	9
うち)20~29歳	2	3	1	0	3
うち)30~39歳	1	1	3	1	1
うち)40~49歳	3	3	4	1	2
うち)50~59歳	0	0	0	2	2
うち)60~64歳	1	0	0	0	1
うち)65歳以上	0	0	0	0	0

(出典:法務省矯正局提供のデータに基づき作成)

### 【参考】**三重県内**における検挙者数の推移(年齢別)

(単位:人) ※少年を除く	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
刑法犯総数	1,719	1,683	1,668	1,644	1,898
うち)20~29歳	290	324	301	337	345
うち)30~39歳	262	267	265	242	281
うち)40~49歳	326	302	291	288	341
うち)50~59歳	286	271	281	260	299
うち)60~64歳	98	94	113	107	129
うち)65歳以上	457	425	417	410	503
薬物事犯総数	107	108	102	71	80
うち)20~29歳	15	29	21	17	18
うち)30~39歳	46	22	39	16	17
うち)40~49歳	25	37	21	23	24
うち)50~59歳	17	12	17	13	15
うち)60~64歳	2	6	3	2	3
うち)65歳以上	2	2	1	0	3

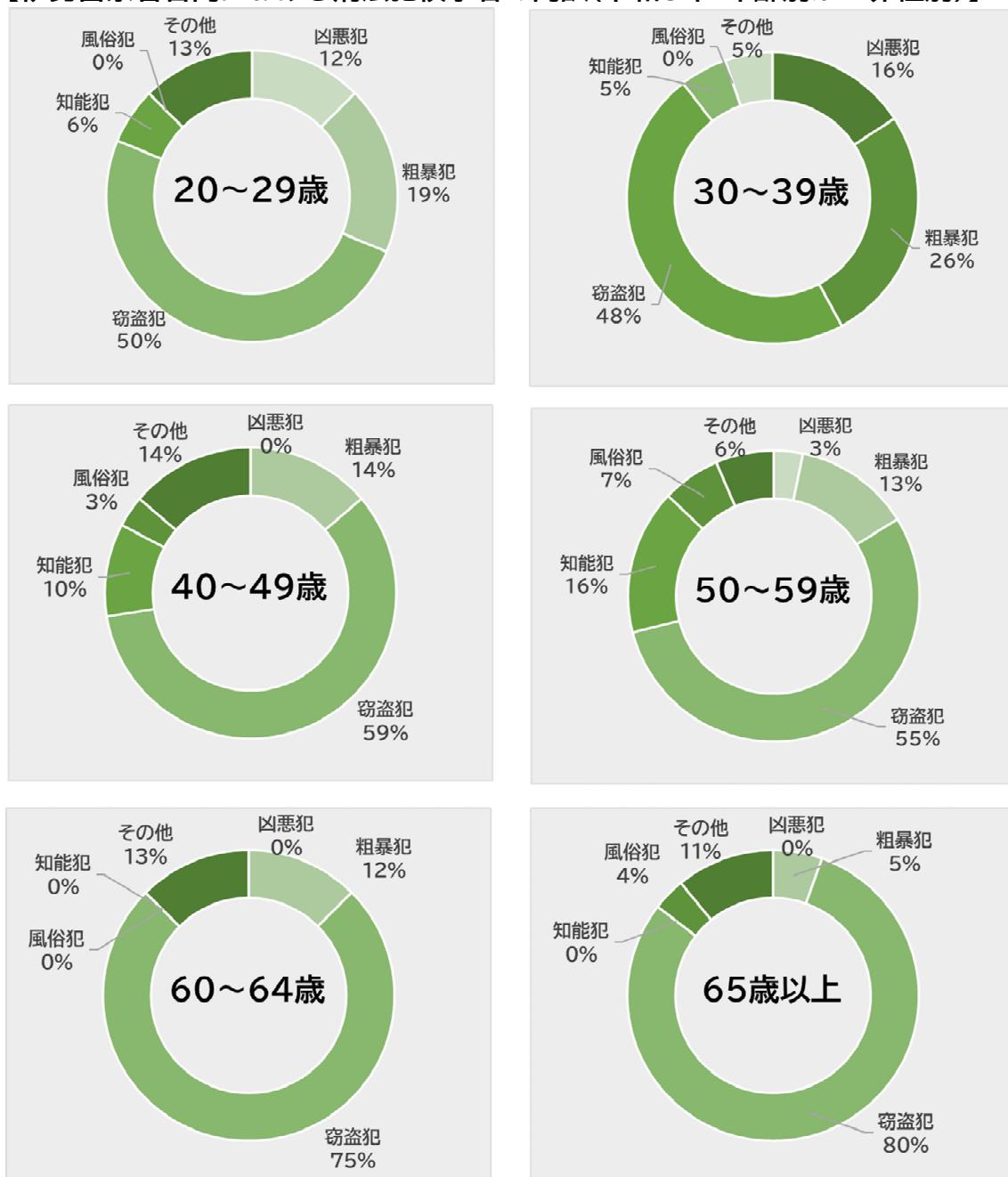
(出典:法務省矯正局提供のデータに基づき作成)



## (5) 刑法犯検挙者の内訳（令和5年）

伊勢警察署管内における令和5年の刑法犯検挙者の内訳を年齢別かつ罪種別にみると、窃盗犯の割合がいずれの年代でも最も多くなっています。特に高齢になるにつれ、窃盗犯の割合が高くなる傾向がうかがえます。

【伊勢警察署管内における刑法犯検挙者の内訳（令和5年：年齢別かつ罪種別）】



（出典：法務省矯正局提供のデータに基づき作成）



## (6) 検挙者数の推移（職業別）

伊勢警察署管内における刑法犯及び薬物事犯の検挙者数を職業別にみると、有職者・無職者に関わらず、一定の検挙者がおり、**三重県内**でも同様の傾向が確認できます。

次のページで、令和5年の伊勢警察署管内における刑法犯検挙者の内訳を罪種別かつ職業別にみると、無職者の占める割合が最も多いのは窃盗犯となっています。

### 【伊勢警察署管内における検挙者数の推移（職業別）】

(単位:人) ※少年を除く	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
刑法犯総数	140	148	197	170	158
うち)有職者	70	82	111	82	87
うち)無職	70	66	86	88	71
うち)学生・生徒等	2	1	2	0	2
薬物事犯総数	7	7	8	4	9
うち)有職者	3	3	4	3	4
うち)無職	4	4	4	1	5
うち)学生・生徒等	1	0	0	0	0

(出典：法務省矯正局提供のデータに基づき作成)

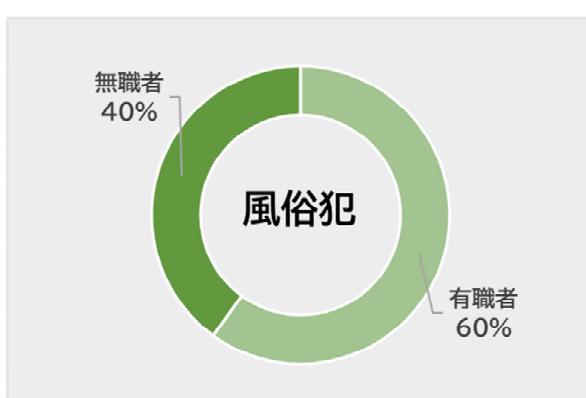
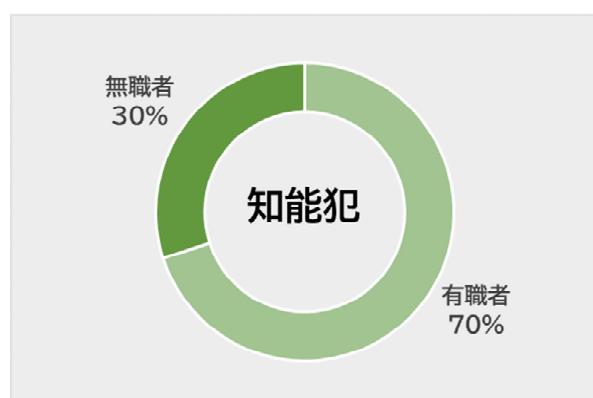
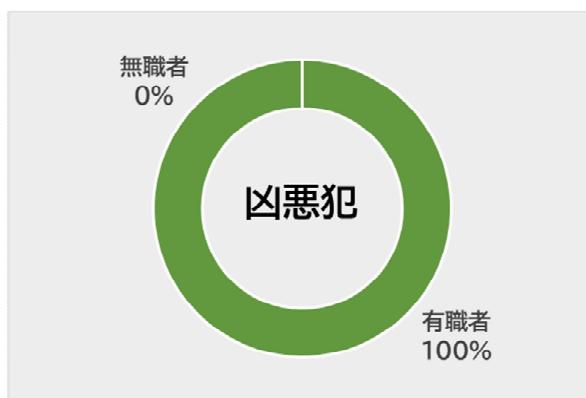
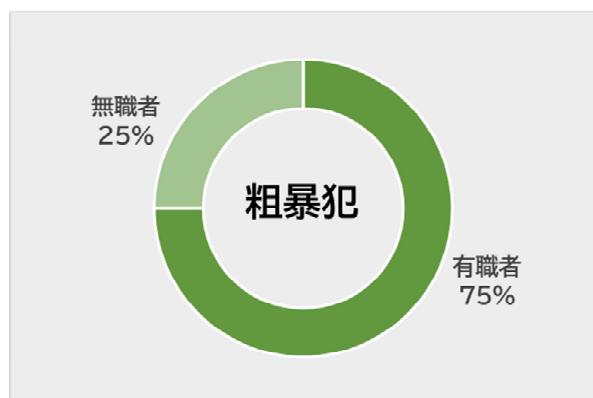
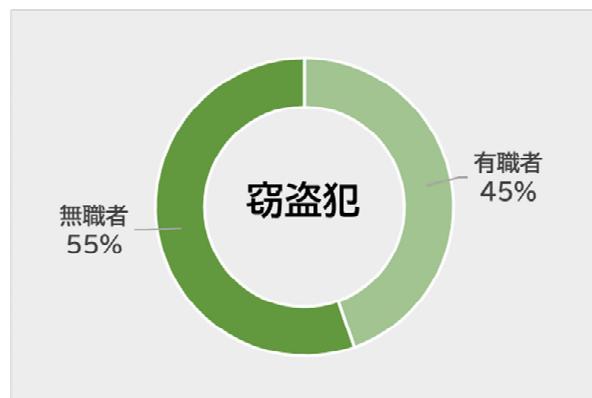
### 【参考】**三重県内**における検挙者数の推移（職業別）

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
刑法犯総数	1,719	1,683	1,668	1,644	1,898
うち)有職者	924	902	959	960	1,123
うち)無職	795	781	709	684	775
うち)学生・生徒等	23	15	14	18	22
薬物事犯総数	107	108	102	71	80
うち)有職者	59	68	61	46	45
うち)無職	48	40	41	25	35
うち)学生・生徒等	1	0	0	0	0

(出典：法務省矯正局提供のデータに基づき作成)



【伊勢警察署管内における刑法犯検挙者の内訳(令和5年:罪種別かつ職業別)】



(出典:[法務省矯正局](#)提供のデータに基づき作成)

## 第3章 計画の考え方



## 第3章 計画の考え方

### 1 基本的な考え方

本計画の考え方は、再犯防止推進法第3条に掲げられた「基本理念」、国の第二次再犯防止推進計画における「基本方針」、及び第二期三重県再犯防止推進計画における「重点課題」を踏まえつつ、当地域における再犯防止を取り巻く状況等を勘案した上で、次の内容を取組の推進にあたっての重点項目として盛り込みました。

#### 重点項目

- 1 必ずつながる相談体制の確立
- 2 就労・住居の確保等
- 3 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 4 学校等と連携した就学支援の実施等
- 5 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等
- 6 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等



## 2 施策の体系

取組の内容については、「息の長い支援」を念頭に置き、現在、庁内の各所属が所管している施策の中で、再犯防止の推進につながる施策を計画に組み込み、具体的で実効性のあるものとなるよう検討しました。

また、関係機関等との連携を図ることにより、これまで持つことのできていなかった再犯防止の視点が、福祉を超えて幅広い施策等に盛り込まれるきっかけになるほか、庁内のみならず各機関・団体等が再犯防止の推進について認識することにより、理解と協力を得られることにつながるものと考えています。

重点項目	取組の内容	担当課	主な関係機関
①必ずつながる相談体制の確立	(1) 連携強化のための取組	福祉総合支援センター 福祉総務課	更生保護関係機関等
②就労・住居の確保等	(1) 就労の確保等	福祉総務課 商工労政課 高齢・障がい福祉課 福祉総合支援センター <b>生活支援課</b>	伊勢保護司会 三重刑務所 協力雇用主会 ハローワーク <b>障がい者就業・生活支援センター</b>
	(2) 住居の確保等	<b>住宅政策課</b> 福祉総合支援センター <b>生活支援課</b>	<b>三重県</b> 地域生活定着支援センター
③保健医療・福祉サービスの利用の促進	(1) 高齢者又は障がいのある人等への支援等	福祉総合支援センター 福祉総務課	<b>地域包括支援センター</b> <b>津保護観察所</b> <b>三重刑務所</b> <b>障がい者相談支援センター</b> <b>三重県</b> 地域生活定着支援センター
	(2) 薬物依存を有する人への支援等	健康課	津保護観察所 <b>三重県こころの健康センター</b> <b>三重ダルク</b>



重点項目	取組の内容	担当課	主な関係機関
④学校支援の実施等	(1) 児童生徒の非行の未然防止等	学校教育課 福祉総合支援センター 子育て応援課 こども発達支援室 社会教育課	宮川医療少年院 伊勢保護司会
⑤犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等	(1) 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等	福祉総務課 福祉総合支援センター 健康課	宮川医療少年院 三重法務少年支援センター <a href="#">三重県こころの健康センター</a>
⑥広報・啓発活動の推進等、	(1) 民間協力者の活動の促進等	福祉総務課	伊勢保護司会 <a href="#">伊勢市更生保護女性会</a> 社会を明るくする運動推進委員会
	(2) 広報・啓発活動の推進等	福祉総務課 危機管理課	社会を明るくする運動推進委員会

## 第4章 取組みの推進



## 第4章 取組みの推進

犯罪をした人等の立ち直りを支援し、全ての人々が安心して暮らせる地域社会の中でお互いが支え合いながら、その人らしく暮らせるまちづくりを目指すため、先に述べた6つの重点項目に基づいて取組みを推進します。

### 1 必ずつながる相談体制の確立

#### (1) 連携強化のための取組

#### (1) 連携強化のための取組

関係機関との連絡体制の枠組みは一定程度構築され、情報共有や支援の連携を図る基盤は整いつつあります。しかし、構築された枠組みが十分に活用され、実効的な連携・支援につながるようにするために、なお一層の工夫や取組の深化が求められています。現行の取組をさらに効果的なものとしていくために、さらなる関係機関間の連携強化を図ります。

#### 具体的な施策

##### ①関係機関との連携の強化

取組内容	目指す姿・指標 (令和12年度末)	担当課
矯正施設等に入所している段階から、矯正施設等と連携して、出所後の円滑な支援に向けた調整を実施します。また、執行猶予等の判決が出た時点で対象者と面談し、適切な支援関係機関につなぎます。	支援者数:5件	福祉総合支援センター (重層的支援体制整備事業)



## ②民間協力団体等との連携強化

取組内容	目指す姿・指標(令和12年度末)	担当課
地域における見守り支援の関係者や地域住民から相談を受けた際に、関係者間の適切な連携、情報共有が図られるように取り組みます。	民生委員・児童委員をはじめとした見守り支援者が、更生保護に関する理解を深め、支援が必要な人を関係機関につなげられる体制が整っている状態	福祉総務課

## ③庁内関係部署との連携強化

取組内容	目指す姿・指標(令和12年度末)	担当課
「生活」「住まい」「就労」「債務」等、安定的な暮らしに向けた必要な支援について、庁内関係部署の役割分担、支援方法等を検討し、実施します。	重層的支援会議開催数:10回	福祉総合支援センター (重層的支援体制整備事業)

## 2 就労・住居の確保等

### (1) 就労の確保等

### (2) 住居の確保等

### (1) 就労の確保等

犯罪白書によると、令和5年の刑務所再入所者のうち約7割が無職者となっており、不安定な就労状況が再犯リスクに結び付きやすいことが明らかで、再犯防止において就労支援や雇用の確保は重要です。関係機関と連携し、一人ひとりに合った支援を行います。

#### 具体的施策



## ①新たな協力雇用主の開拓・確保

取組内容	目指す姿・指標(令和12年度末)	担当課
伊勢保護司会と連携し、各種事業者に対して協力雇用主についての周知・啓発を行い、新たな協力雇用主の開拓・確保に努めます。	保護司会と協力し、協力雇用主についての周知・啓発活動に取り組みます。	福祉総務課 (保護司会との連携)

## ②障がいのある人・生活困窮者等に対する就労支援

### ア 障がいのある人への就労支援

取組内容	目指す姿・指標(令和12年度末)	担当課
ハローワークや障がい者就業・生活支援センター等と連携し、求職者に対しては早期に就職を実現できる支援を行い、在職者に対しては積極的な定着支援を行います。	ハローワークと共にセミナー等の開催回数:1回	商工労政課 (雇用就労支援事業)
障がい者就労施設等からの物品等の優先調達により、就労機会の確保に努めます。	毎年度策定する市の調達方針に基づく取組を推進します。	高齢・障がい福祉課 (障がい者就労施設からの物品等の優先調達)

### イ 生活困窮者等への就労支援

取組内容	目指す姿・指標(令和12年度末)	担当課
働く自信がない、生活リズムが整っていないなど、就労するための準備が整っていない人に対して、就業サポートステーション等と連携しながら就労準備のための支援を行います。	市の支援業務を受けて就職、公的職業訓練に進んだ、いせ若者就業サポートステーションの利用者数:39人	商工労政課 (若年求職者等支援事業)
生活困窮者のうち、就労するための準備が整っていない人に対して、日常生活自立・社会生活自立・経済的自立に向けた支援を行います。	【生活困窮者】 利用者数:25人 就労体験利用者数:25人 就労体験先の開拓:75企業	福祉総合支援センター (生活困窮者就労準備支援等事業)
ハローワーク等と連携しながら、生活困窮者の就労に向けた支援を行います。	利用者数:80人	福祉総合支援センター (生活保護受給者等就労自立促進事業)
ハローワーク等と連携しながら、生活保護者の就労が実現するよう支援します。	ハローワークや保護観察所と協力し、就労を支援し、早期の自立につなげます。	生活支援課 (各種扶助事業)



## (2) 住居の確保等

矯正施設等を出所した人が地域社会において安定した生活を送るために、適切な住居の確保は大前提であり、再犯防止を図る上でたいへん重要です。しかしながら、犯罪をした人等は、身元保証人を得ることが困難であったり、**賃貸契約の際に必要な保障を確保できないこと**等により、適切な定住先を確保できないまま再犯に至る人も存在します。

誰もが地域社会で安定した生活ができるよう、適切な住居の確保を推進します。

### 具体的施策

#### ①地域社会における定住先の確保

##### ア 公営住宅への入居促進

取組内容	目指す姿・指標(令和12年度末)	担当課
保護観察対象者等の市営住宅への一時入居について、対象者から希望があれば、指定管理事務所と連携を取り、入居の支援をします。	対象者からの希望があれば、入居可能な空き部屋がある限り受け入れます。	住宅政策課 (公営住宅維持管理事業)

##### イ 住居確保の支援

取組内容	目指す姿・指標(令和12年度末)	担当課
離職等により住居を失った人や、その恐れが高い生活困窮者に対し、住居確保給付金を支給するとともに就労支援を実施し、自立を促進します。	就職率: 6割	福祉総合支援センター (生活困窮者自立相談支援等事業)
出所時に住居がない人に対し、生活保護を適用し、住居の確保を支援します。	出所時に住居がない人に対し、生活保護を適用し、地元不動産会社等に協力を求めて住居を確保します。	生活支援課 (各種扶助事業)
経済的な問題により、日常生活を営むことが困難な人や働きづらさを抱えた人(犯罪をした人を含む)等に対する住居の確保を支援します。	入居可能な市営住宅について、生活支援課や福祉総合支援センターと情報を共有します。	住宅政策課 (公営住宅維持管理事業)
居住支援協議会の設立について、多分野協働プラットフォーム(分科会の設置等)で検討します。	居住支援体制の確立	住宅政策課 (公営住宅維持管理事業)



### 3 保健医療・福祉サービスの利用の促進

(1) 高齢者又は障がいのある人等への支援等

(2) 薬物依存を有する人への支援等

#### (1) 高齢者又は障がいのある人等への支援等

令和5年の伊勢市における65歳以上の刑法犯検挙者数は全体の34.8%を占めており、高齢者による犯罪の割合は年々高まっています。高齢者や障がいのある人が孤立や困窮の中で再び犯罪に至ることがないよう、状況に応じたサービスの提供を通じて、全ての人々が安心して暮らせる地域社会の中でその人らしく暮らすことができるよう支援体制の充実を図ります。

##### 具体的施策

①保健医療・福祉サービスの利用に関する関係機関・団体との連携の強化

取組内容	目指す姿・指標(令和12年度末)	担当課
地域包括支援センター、保護観察所、矯正施設等と連携した高齢者と認知症の人への包括的な相談支援を推進します。	保護観察所・矯正施設等関係機関との連携を必要とする高齢者及び認知症の人の相談支援(全数対応)	福祉総合支援センター (総合相談支援事業)
障がい者相談支援センター、保護観察所、矯正施設等と連携した障がいのある人への包括的な相談支援を推進します。	保護観察所・矯正施設等関係機関と連携を必要とする障がいのある人の相談支援(全数対応)	福祉総合支援センター (障害者相談支援事業)
矯正施設等から出所後の高齢または障がいにより福祉的支援を必要とする人が自立した生活を営むために必要な福祉サービスを円滑に利用できるよう、地域生活定着支援センターとの連携を推進します。	地域生活定着支援センターから依頼のあった支援対象者の相談対応および受入れ事業所の後方支援(全数対応)	福祉総合支援センター (総合相談支援事業・地域生活定着支援センターとの連携強化事業)



## ②その他関係機関・団体との連携の強化

取組内容	目指す姿・指標(令和12年度末)	担当課
民生委員・児童委員等が出席する会議・研修等で、市の再犯防止推進計画を周知するとともに、犯罪をした人等のうち保健医療・福祉サービスを必要とする人についての課題を共有します。	地域の身近な支援者である民生委員・児童委員等が再犯防止に関する理解を深め、犯罪をした人のうち支援を必要とする人の早期把握と適切な関係機関へのつなぎが図られる状態	福祉総務課

## (2) 薬物依存を有する人への支援等

薬物事犯の再犯者率は高く、令和5年の伊勢市の薬物事犯検挙者9人のうち7人が再犯となっており、薬物依存からの回復に向けた取組が重要となっています。伊勢市では薬物依存症からの回復に取り組もうとする人の相談に応じ、適切な治療・支援につなげます。

### 具体的施策

#### ①薬物依存に関する治療・支援につなげる取組

取組内容	目指す姿・指標(令和12年度末)	担当課
薬物依存症からの回復に取り組もうとする人に対し、関係機関と連携し治療、支援につなげる相談対応を行います。 引き続き、市ホームページにて依存症に関する啓発や、相談先等の情報提供を行い、必要に応じて情報を更新します。	相談があつた人に対し、関係機関と連携し、治療や支援につなげる対応を行った人の割合:100%	健康課 (健康増進事業)



## 4 学校等と連携した就学支援の実施等

### (1) 児童生徒の非行の未然防止等

#### (1) 児童生徒の非行の未然防止等

核家族化や地域コミュニティの希薄化など、児童を取り巻く環境は大きく変化しています。様々な悩みを抱える児童生徒や保護者に対して、適切に相談支援を行うため、相談体制を充実させるとともに、すべての子どもが健やかに成長し、だれもが安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、非行の未然防止と早期対応に取り組み、地域全体で立ち直りを支えます。

#### 具体的な施策

##### ①児童生徒の非行の未然防止等

###### ア 小中学校における適切な指導等の実施

取組内容	目指す姿・指標(令和12年度末)	担当課
小中学校生徒指導担当者会議において、警察からの情報提供や関係機関と連携し、児童生徒の問題行動等への対応について協議します。また、スクールカウンセラーや教育相談員の配置、スクールソーシャルワーカーの活用方法の周知とともに必要な学校には緊急派遣を行い対応します。	児童生徒の非行の未然防止への指導、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携、児童生徒及び保護者に対して適切な相談支援を徹底します。	学校教育課 (スクールカウンセラーアクション事業)

###### イ 地域における非行の未然防止等のための支援

取組内容	目指す姿・指標(令和12年度末)	担当課
保護者の相談に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、早期対応します。一人一人の状況に応じて適切な対応ができるように学校や関係機関とも連携を図ります。	保護者の相談に対して関係機関、スクールソーシャルワーカーとの連携と早期対応。	学校教育課 (スクールカウンセラーアクション事業)



取組内容	目指す姿・指標(令和12年度末)	担当課
家庭における児童の適切な養育等に悩んでいる保護者に対して、関係機関と連携して相談を受け付けます。	関係機関と連携して相談支援体制を周知します。	福祉総合支援センター (家庭児童相談)
ひとり親家庭の自立を進めるため、面談によりそれぞれの事情や課題の把握に努め、支援制度の情報提供や関係機関と連携した支援を行います。	児童扶養手当現況届対象者へチラシ配布し支援制度を周知します。	子育て応援課 (ひとり親家庭支援事業)
利用ニーズに応じた放課後児童クラブの定員拡充や放課後児童支援員等への保育に関する有益な研修等を受講できるよう取り組み、安心して児童が過ごせる環境づくりを進めます。児童館では身近な遊び場を提供し、機能の充実を図りながら、児童の居場所を確保します。	放課後児童クラブ:37 クラブ 市内児童館 7施設	子育て応援課 (放課後児童対策事業 児童館管理運営事業 民間児童館運営事業 補助金)
宮川医療少年院等の関係機関と連携して、認知機能を向上させる方法について、普及・啓発することで、子どもたちに関わる人々の理解を深めるとともに、適切な支援につなげます。また、それを小中学校の生徒指導の助言等に活かします。	宮川医療少年院主催の研修会に参加し、生活指導についての理解を深めます。情報交換等に努め、生徒指導担当者会議等での助言に活かします。	学校教育課
障がいや発育・発達に心配のある子ども一人ひとりが、その発達段階に応じた適切な支援を受けることができ、保護者の思いや願いに寄り添い、地域で安心して子育ち・子育てができるよう支援を進めていきます。	発達支援相談の実施	こども発達支援室 (こども発達支援事業)
青少年の非行について、早期発見、早期指導及び青少年に関する相談並びに情報の収集、資料の整理などを行い、関係機関及び団体等との協力体制を確立し、青少年の非行防止を図り、健全育成を推進します。	青少年に関する相談及び街頭指導、青色回転灯パトロールの実施	社会教育課 (青少年健全育成推進事業)



## 5 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等

### (1) 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等

### (1) 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等

犯罪をした人の中には、障がいや依存症、高齢化、生活困窮など様々な課題を抱えている人も多く、画一的な対応では再犯防止に十分つながらない現状があります。一人ひとりの経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等の特性を適切に把握した上で、その人にとって適切な支援等を行います。

#### 具体的施策

##### ①少年・若年者に対する支援等

取組内容	目指す姿・指標(令和12年度末)	担当課
非行の未然防止や非行のある少年等の立ち直りを目的とした保護観察所や保護司等の活動に協力します。	市内 11 校	福祉総務課 (保護司等の学校訪問)

##### ②女性が抱える問題に対する支援等

取組内容	目指す姿・指標(令和12年度末)	担当課
女性が抱える家庭内や仕事での問題について、関係機関と連携して支援します。	相談者が安心した生活が送れるよう関係機関と連携を強化し、また、相談者との信頼関係が築けるような相談支援を行います。	福祉総合支援センター (女性相談)

##### ③性犯罪をした人やその被害者に対する支援等

取組内容	目指す姿・指標(令和12年度末)	担当課
性的な嗜癖等で悩みのある人に対し、関係機関と連携し治療、支援につなげる相談対応を行います。	相談があった人に対し、関係機関と連携し、治療や支援につなげる対応を行った人の割合: 100%	健康課 (健康増進事業)



取組内容	目指す姿・指標(令和12年度末)	担当課
性犯罪被害者に対し、関係機関と連携し、よりこ（みえ性暴力被害者支援センター）を紹介します。	被害者の気持ちに寄り添った相談支援を行い、必要に応じて「よりこ」を紹介します。	福祉総合支援センター（女性相談）

#### ④犯罪をした人等の家族等に対する支援等

取組内容	目指す姿・指標(令和12年度末)	担当課
犯罪をした人等の家族等に対して、居住、就労をはじめ生活上の困りごとについて関係機関と連携し、支援します。	三重法務少年支援センターと連携し、出張相談等を行います。	福祉総合支援センター 福祉総務課

## 6 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等

### (1) 民間協力者の活動の促進等

### (2) 広報・啓発活動の推進等

### (1) 民間協力者の活動の促進等

保護司や更生保護女性会などの民間協力者は、地域社会における立ち直り支援の重要な担い手である一方で、その活動は十分に知られておらず、担い手の高齢化や人材確保が課題となっています。民間ボランティアの活動を支援し、関係機関との連携を深めながら、地域全体で支える仕組みづくりを進めます。



## 具体的施策

### ①民間ボランティアの確保

取組内容	目指す姿・指標(令和12年度末)	担当課
伊勢保護司会と連携し、保護司候補者の発掘に努めます。	地域住民の中から保護司として活動する意欲をもつ人材が継続的に発掘され、保護司の担い手が安定的に確保される状態	福祉総務課
市の職員に向けて保護司等の更生保護ボランティアの活動について紹介し、市職員の理解促進や退職後の保護司等の民間ボランティアへの就任の促進に努めます。	掲示板等で更生保護の活動について周知啓発:年1回以上	福祉総務課

### ②保護司等の民間ボランティアの活動に対する支援の充実

#### ア 更生保護サポートセンターの運営に対する支援

取組内容	目指す姿・指標(令和12年度末)	担当課
保護司の活動拠点である更生保護サポートセンターの運営を支援します。	更生保護サポートセンターが安定的かつ円滑に運営されるよう必要な支援を行います。	福祉総務課 (社会を明るくする運動推進負担金)

#### イ 情報収集・提供による支援

取組内容	目指す姿・指標(令和12年度末)	担当課
保護司等の民間ボランティアが活動を円滑に行うために必要となる、各種情報の収集及び提供に努めます。	状況に応じて関係者間で速やかに情報を共有します。	福祉総務課



## (2) 広報・啓発活動の推進等

再犯防止に関する市民の理解や関心は依然として限定的であり、差別や偏見が犯罪をした人の社会復帰を妨げる要因の一つとなっています。再犯防止の意義や地域での支援の重要性についての理解を促進するため、広報・啓発活動を計画的に実施します。また、犯罪被害者等の二次被害防止及び日常生活を早期に再建できるように関係機関と情報共有・支援体制を強化し、市民に広く周知します。

### 具体的施策

#### ①再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

取組内容	目指す姿・指標(令和12年度末)	担当課
市ホームページや広報において、保護司や更生保護女性会の活動について周知し、市民の理解の促進に努めます。	保護司や更生保護女性会の活動内容が市民に広く認知され、地域における再犯防止の取組への理解と協力が深まっている状態	福祉総務課
“社会を明るくする運動”を、保護観察所や保護司をはじめとする民間協力者と連携して推進します。また、広報紙やインターネット等での情報発信などにより、再犯防止についての広報活動を集中的かつ効果的に実施します。	街頭啓発:年2回	福祉総務課 (社会を明るくする運動)
関係機関が実施する各事業やイベントと連携・協力し、市民の理解の促進に努めます。	地域社会に再犯防止への理解と協力が広がっている状態	福祉総務課

#### ②犯罪被害者等のための取組

取組内容	目指す姿・指標(令和12年度末)	担当課
犯罪被害者等の二次被害防止及び日常生活を早期に再建できるよう広報いせ、店舗等での啓発及び防犯講習会等で、事業の取組みや支援の必要性を市民に周知します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報いせ掲載:年2回</li> <li>・犯罪被害者等事業の冊子を作成し8月末までに全課配布。</li> <li>・職員研修:年1回</li> <li>・犯罪被害者週間(11.25～12.1)に市立図書館にて、啓発物品、パンフレット等を設置:年1回</li> </ul>	危機管理課 (犯罪被害者等支援事業)



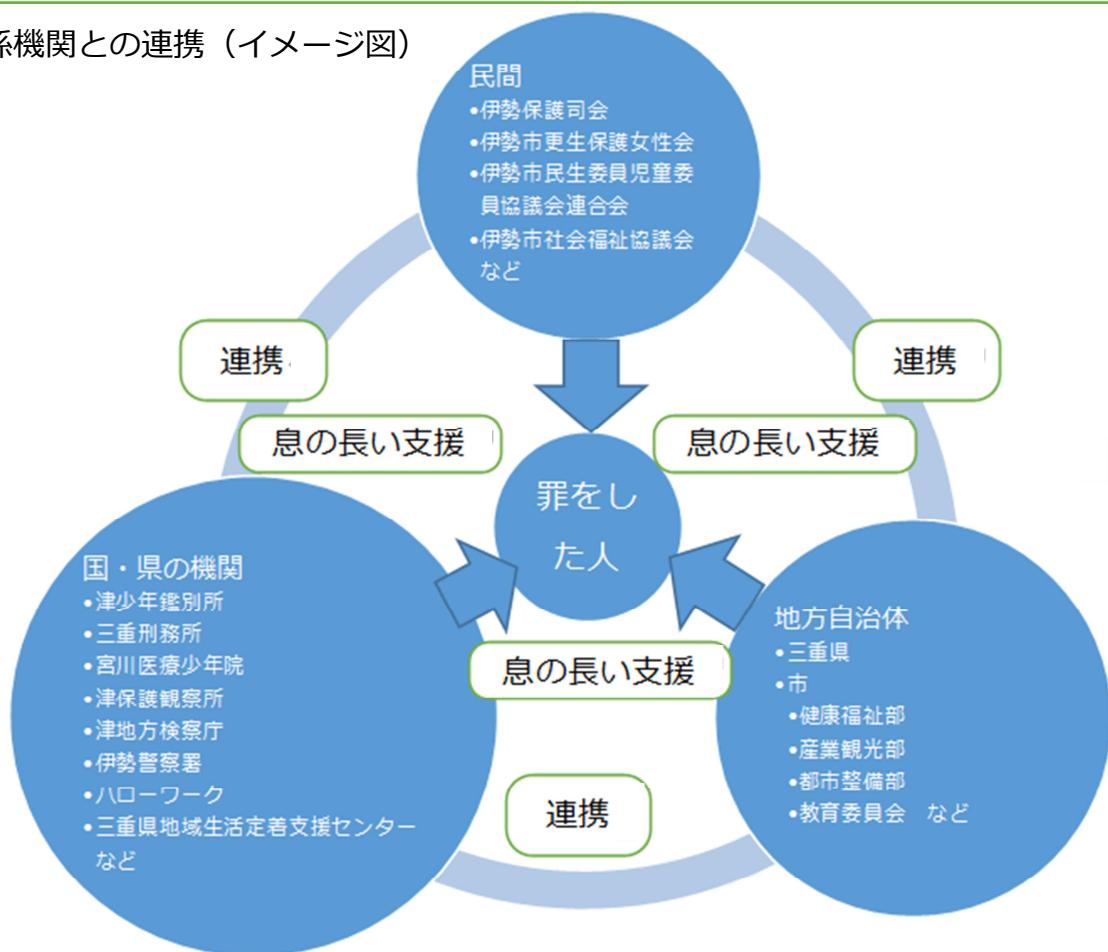
# 第2期伊勢市再犯防止推進計画

## 資料編



## 資料編

関係機関との連携（イメージ図）



### 【再犯防止対策】重層的支援体制整備事業を活用した相談支援体制

#### 相談～支援開始までのイメージ



#### 伊勢市福祉総合支援センター (多機関協働事業)



矯正施設  
津保護観察所  
三重県地域生活定着支援センター

① 情報提供

② 支援会議

③ 面談

④ 重層的支援会議

複雑・複合化した福祉的な支援が必要な人の情報を福祉総合支援センターに提供していただきます（包括的相談支援事業）

同意のない状態から、支援関係機関（矯正施設等の担当者を含む）と情報共有・役割分担等をします。また、必要に応じて入所中の対象者と面談し、意思確認します（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）

退所してから速やかに支援できるよう、同意を得た上で入所中から関係機関を集めて情報共有・役割分担等を協議します（多機関協働事業）



## ・関係機関の取組

### 三重法務少年支援センター(津少年鑑別所)の取組

#### (1) 施設の概要

三重法務少年支援センターは、津少年鑑別所に併設された、法務省の非行・犯罪、問題行動に関する専門相談窓口です。三重県内における非行・犯罪の防止に関する活動や、青少年の健全育成に関する活動の支援などに取り組んでおり、こうした取組を「地域援助」業務と呼んでいます。具体的には、少年や保護者の求めに応じて心理相談を実施しているほか、関係機関・学校等の求めに応じて、各種研修会、事例検討会、講演会などへの参画・協力等を行っています。

#### (2) 現在の主な支援対象者

施設の名称に「少年」という言葉が含まれていますが、大人の方の相談も受け付けています。また、必要に応じて各種心理検査のほか、ワークブックを用いた働き掛けを実施しています。

#### (3) 関係機関との連携の強化と地域援助の推進

三重法務少年支援センターでは、関係機関等との連携を強化し、地域援助の推進を図ることを目的にして「地域援助推進協議会」を開催しています。令和5年から伊勢市において出張相談を開始しており、今後も関係機関等との連携の維持・強化を図り、協働による効果的な支援を行っていきます。

### 三重刑務所の取組

#### (1)拘禁刑の開始

拘禁刑は、令和7(2025)年6月1日から開始されています。これまで、刑法において、懲役は「所定の作業を行わせる」、禁錮は「刑事施設に拘置する」とされていましたが、拘禁刑では、「改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる」となりました。

拘禁刑となって見直された点は、集団編成方法、矯正処遇課程・特別コースの新設、刑務作業の内容、改善指導・教科指導の内容、社会復帰支援等の内容、組織改編などであり、これによって、受刑者の必要性に応じた作業を実施し、作業と指導を柔軟かつ適切に組み合わせた処遇、作業を含む受刑生活への動機付けを強化するなど、受刑者の特性に応じたきめ細かな矯正処遇が実現されることとなります。

以下では、三重刑務所で実施している再犯防止に係る主な取組内容について説明します。

#### (2)就労支援

出所者には、さまざまな「生きづらさ」を抱えている者が多く、社会に自分の居場所を見つけることができずに孤立してしまい、再犯に及んでしまう人が多くいます。三重刑務所の受刑者では、約3割が犯罪時に無職であり、全国では約7割にも及び、就労の有無が犯罪に深く関係していることが分かっており、不安定な就労が再犯リスクとなっているため、就労支援は必要不可欠なものとなっています。

そこで、三重刑務所では、平成18(2006)年度からキャリアコンサルティング等の専門性を有する就労支援スタッフ(非常勤職員)を配置し、平成27(2015)年度には就労支援強化施設の指定を



受けてハローワークの職員が週3日ほど当所に駐在して求人紹介等の就労支援業務に携わっており、令和元(2019)年度からは就労支援専門官(常勤職員)を配置し、特に就労の確保を積極的に行ってています。

拘禁刑の導入に伴う施策として、令和6(2024)年度には、就労支援に特化した工場を試行的に開設し、少数の受刑者に対して様々な就労支援の方策を実施することで実施要領を確立させ、令和7(2025)年度からは、就労支援希望者全員を対象とした「就労支援ユニット」処遇を開始し、令和6年度の試行結果を踏まえ、就労支援専門官等による個別指導と刑務官による集団指導を連携させて様々な講義を行うことによって、より効果的な就労支援の実現に取り組んでいます。

### (3)福祉的支援

刑事施設入所者には、高齢者や障がい者が多いということが言われてきましたが、平成18(2006)年に法務省で大規模調査が行われ、身元引受人のいない出所者のうち、自立困難な高齢者または障がい者が7割を占め再犯率が高いこと、さらにその事件の動機が困窮や生活苦である者が4割弱であったことが分かりました。これらの出所者が直面することは、出所後の宿泊先の当てもない、所持金が少ない、身元保証人がいないため部屋が借りられない、身分証がないなど、困窮や生活苦などです。

これらを踏まえ、関係省庁連絡会議や高齢者または障がいを抱え自立が困難な出所者等の地域生活定着支援の制度化を経て、「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について」が矯正局と保護局によって制度化され、これに基づき福祉的支援を実施しています。

三重刑務所では、平成22(2010)年から社会福祉士を配置し、出所に向けて受け入れ施設の確保や福祉サービスの利用支援、対象者が福祉支援を受けながら自律的で健全な生活を送ることができるよう、基本的な社会的知識と社会適応力を付与するための社会復帰支援指導プログラム、高齢者のための認知症予防プログラム等、社会復帰後に生活に困ることなく社会に定着し、再犯をしない生活を送ることができるようになるための様々な支援を行っています。

### (4)刑務作業

これまでの刑務作業は、作業を行うこと自体が目的でしたが、拘禁刑が開始されたことに伴い、刑務作業は、改善更生や円滑な社会復帰という具体的な目的・目標のための「手段」として行うこととなりました。そのため、刑務作業においては、受刑者個々の必要性を判定し、作業の自律性の度合い、集団の中での役割、責任の軽重等により3段階(区分Ⅰ～区分Ⅲ)に分けた作業指定を行い、受刑者自身が自主的、かつ、積極的に作業に取り組むよう3段階(第一次～第三次)に分けて動機付けを行っています。

また、作業の名称についても変更され、これまででは、作業の態様に応じて、生産作業、自営作業、社会貢献作業、職業訓練に分けられていましたが、職業上の基礎的な能力を身に付けさせる「基礎的作業」、特定の機能や能力を向上等させる必要があると認められる場合に実施する「機能別作業」、職業に関する資格や技能を習得させる「職業訓練」となりました。

「基礎的作業」とは、一社会人として勤労生活を円滑に継続していくために必要となる職業上の基礎的な能力を身に付けさせていくよう実施するものであり、「機能別作業」とは、特定の機能や能力を向上等させる必要がある場合に実施し、コミュニケーション能力等向上作業、機能向上作業、チーム参加・管理能力等養成作業などがあり、「職業訓練」とは、職業に関する免許や資格を取得し、知識や技能を習得する訓練のことであり、三重刑務所では、溶接科、ビル設備管理科、ビルハウスク



リーニング科、建設機械科及びビジネススキル科の5種目を実施しています。

#### (5) 改善指導

改善指導には、「一般改善指導」と「特別改善指導」があり、「一般改善指導」とは、広く受刑者全般に対して実施する指導のことであり、受刑者に被害者・遺族の心情を理解させ、自分の背負った罪の重さを自覚させ、被害弁済に誠実に向き合わせるための「被害者心情理解指導」や、アルコールやギャンブル、粗暴性など、生活スタイルに問題があり、それが原因で罪を犯した受刑者に対して、その問題性を正しく理解させ、自己の意識・態度・行動を社会に適合できる範囲にコントロールできるようにする「行動適正化指導」、出所後に安定した生活を開始できるようにする「就労準備指導」などを行っています。

また、「特別改善指導」とは、個々の事情により、改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対して、その自己改善に資するよう、特に配慮して行う指導のことであり、三重刑務所においては、「薬物依存離脱指導」、「性犯罪再犯防止指導」、「被害者の視点を取り入れた教育」及び「交通安全指導」に加え、令和7(2025)年度からは、「暴力防止指導」を新たに開始しています。

#### (6) 教科指導

教科指導とは、社会生活の基礎となる学力を欠くことで、改善更生や円滑な社会復帰に支障がある受刑者に行う基礎学力指導のことであり、三重刑務所においては、補習教科指導として、主に小学校や中学校と同等レベルの教科指導を行っています。

また、希望する受刑者に対しては、高等学校卒業程度認定試験(様々な理由で高等学校を卒業できなかった方のために高等学校を卒業した方と同等以上の学力があるかどうかを文部科学省が認定する試験)の受験を三重刑務所で実施しています。

## 宮川医療少年院の取組

#### (1) 施設の概況

宮川医療少年院では、主に東海・北陸・近畿の各家庭裁判所において第1種、第2種及び第5種少年院送致決定を受けた、概ね12歳以上20歳未満の男子を収容しています。

全国には、当院のほかにも「医療少年院」という名称の施設がありますが、医療少年院には「身体疾患、身体障害、精神疾患又は精神障害を有する者」を対象とする施設(第3種少年院)と「知的障害又はその疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの」、「情緒障害若しくは発達障害又はこれらの疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの」を収容する施設(第1種・第2種少年院)があり、当院は後者に該当します。

処遇方針として、在院者個々の特性や問題性に応じた治療的指導を実施しているのが特徴です。

#### (2) 再犯防止に向けた主な取組

##### ① 矯正教育

少年院における処遇の中核となるのは矯正教育であり、在院者には、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導及び特別活動指導の5つの分野にわたって、体系的かつ組織的な指導を行います。

中でも、個別の問題性に対応する教育プログラムとして以下の7種類の特定生活指導を行っています。

- ・被害者の視点を取り入れた教育
- ・薬物非行防止指導



- ・性非行防止指導
- ・暴力防止指導
- ・家族関係指導
- ・交友関係指導
- ・成年社会参画指導

これらの教育プログラムを行うことで、社会復帰後に起こりうる心配事や再犯リスクへの対処法や改善策を具体的に考えていきます。

また、当院では、身体症状や精神症状には、医師による服薬治療や精神療法等を行い、症状の緩和を図りつつ、行動上の問題や生活上の問題に対して、各種指導を実施しています。

特色ある教育種目としては、生活指導に含まれる治療的指導として、「認知機能強化トレーニング(コグトレ)」及び「認知作業トレーニング」などを実施しています。認知機能はすべての行動の基盤であり、教育を進めていくための重要な土台となります。

#### **認知機能強化トレーニング(コグトレ)**

○認知機能(覚える、数える、写す、見つける、想像する)を向上させることにより矯正教育を受けるための土台を作ります。

○認知機能がうまく働かず、外部情報を上手に処理できないことで、間違った計画・行動をしてしまい、結果として非行に及ぶなど、認知機能の弱さからくる生きづらさや挫折等による非行の一因を解消することを目指します。

#### **対象者**

全在院生。特にIQが85以下の中学生・高校生に該当する少年については、重点的なグループコグトレ(80分×週2回×4か月)又は個別コグトレ(週3~4日×1時間×4か月)を実施し、訓練前に比べて、認知機能の上昇が見られています。

#### **認知作業トレーニング**

「筋力調整」、「動作予測」、「集中力」などを鍛え、認知への働きかけを行うことにより、身体を上手に使えるようになることで、身体的な不器用さ(ボタンが留められない。真似ができない。力の加減が分からない。転んでしまうなど。)を改善し、生きづらさの解消と自尊感情の獲得を目指します。

### **② 社会復帰支援**

出院後を見据えて、施設に配置されている社会福祉士等の助言を受けながら、住居、就職先その他の生活環境の調整を行い、在院者が円滑に社会復帰できるように必要な支援を行います。

#### **(1)帰住調整**

出院する際、帰る先が決まらない少年に対して、引受人の確保や適切な帰住予定地を選定するため、保護観察所や福祉機関等と連携を図りながら支援を行います。

#### **(2)医療・療養に係る支援**

適切な医療や療養を受けるために、出院後に通院する医療機関の調整や福祉サービスを受けるために必要な療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の発給手続に係る援助・支援を行います。

#### **(3)就学に係る支援**

在院者が在籍する学校との復学調整、また、高等学校卒業程度の認定試験の受験を受けるためや進学のための便宜を図ることもあります。

#### **(4)就業に係る支援**

就労先の確保を目指して、公共職業安定所と連携し、職業講話、職業相談、求人情報の提供を行



います。その他、キャリアコンサルティングの有識者が、専門的な視点からアドバイスを行います。

## 津保護観察所の取組

### 1 津保護観察所の組織と役割

更生保護は、犯罪をした者や非行のある少年を社会の中で適切に処遇し、地域社会の理解・協力を得て、自立し改善更生することを助けることにより、安全安心な地域社会をつくることを目指す活動です。

保護観察所は、地方裁判所の所在地に設置され、更生保護の第一線の実施機関として、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護の実施、刑執行終了者等に対する援助、更生保護に関する地域援助、犯罪予防活動の促進等の業務を行っています。

### 2 再犯防止に係る取組

#### (1) 薬物等への依存があるとき

薬物依存がある保護観察対象者など特定の犯罪的傾向を改善するため、薬物再乱用防止プログラムや飲酒運転防止プログラムなどの専門的処遇プログラムを実施しています。

また、薬物依存のある者の再犯防止のためには、家族や引受人等の周囲の理解と支援が必要不可欠です。そのため、津保護観察所では毎年、三重ダルクと連携し、薬物事犯で矯正施設に入所している者や保護観察を受けている者の引受人や家族等を対象に、薬物依存に対する正しい知識や適切な対応方法等を学び、支援に伴う精神的疲弊を和らげることなどを目的として、引受人会を実施しています。

#### (2) 住む場所がない・頼れる人がいないとき

刑務所を刑期満了で出所した者などは、保護観察に付されず、保護観察としての指導監督はできませんが、更生緊急保護対象者(注1)として、本人の申出のもと、住居の確保等、可能な限りの支援を行っています。

(注1)次の①～③の全てに当たる者に対して、更生緊急保護として原則6か月、措置が行われます。

措置は、保護観察所が直接行う場合と、更生保護事業等を営む者等に委託して行う場合があります。

- ①刑事上の手続又は保護処分による身柄の拘束を解かれた者
- ②親族からの援助や、公共の衛生福祉に関する機関等の保護を受けられない、又はそれらのみでは改善更生できないと認められた者
- ③更生緊急保護を受けたい旨を申し出た者

#### (3) 仕事がないとき

保護観察対象者等に対し、法務省と厚生労働省が連携して実施している「刑務所出所者等総合的支援対策」により協力雇用主などのもとへの就労を支援しています。

また、民間の三重県更生保護就労支援事業所に委託し、就労の確保と継続に必要な寄り添い型の支援を行っています。

#### (4) 加害者に犯罪被害者等の心情等の理解を促す取組

保護観察対象者に対し、被害者等の被害の回復や軽減に誠実に努めるよう指導監督を行っています。例えば、事件を起こした責任や、自分の事件が被害者等に与えた影響・その他の心情を十分



に理解し、誠意をもってその後の被害弁償や謝罪を行っていくことができるようになることを目的として、「しそく罪指導プログラム」を実施しています。

## 津地方検察庁の取組

### 津地方検察庁の業務概要や沿革

検察庁には、最高検察庁・高等検察庁・地方検察庁・区検察庁の4種類があり、裁判所に対応して置かれています。

検察は国家社会の治安維持に任ずることを目的とするものであり、検察権の行使に当たっては、常に不偏不党・厳正公平を旨とし、また、事件処理の過程において人権を尊重すべきことを基本としています。

地方検察庁は、地方裁判所・家庭裁判所が管轄する刑事事件などを取り扱う検察庁で、各都道府県庁所在地と北海道の函館・旭川・釧路を加えた 50 か所にあります。

### 再犯防止に係る取組

津地方検察庁における入口支援は、「罪を犯した者の更生等の刑事政策の目的に寄与する」ものとして行うものであり、「入口支援」の対象者は、主として、起訴を猶予された者、罰金・科料となつた者、刑の全部の執行を猶予された者(保護観察に付されていない者)のうち、高齢、身体障がい、知的障がい又は精神障がいなどにより、福祉的支援(医療的支援を含む)が必要であって、検察が支援を行うことが適当と認められる者です。

換言すれば、一般的には犯罪をしたと認められる者であって、「入口支援」を実施することで再犯防止を期待できる者が対象と考えられます。

県議が十分に認められなかった者や参考人等については、「入口支援」の対象とするものではありません。

津地方検察庁においては、平成 27 年度から「入口支援」等を担当する統括捜査官(正式には「社会復帰支援担当統括捜査官」)が配置され、検察官による捜査の段階から、津保護観察所や三重県障害者相談支援センター等の協力のもと、事件終結後において、対象者が安定した生活を送るために必要な福祉サービスの受給や住居の確保等のために、福祉関係機関との調整を図り、また三重弁護士会等と連携するなどによって、「入口支援」に取り組んでいます。

## 伊勢公共職業安定所(ハローワーク伊勢)の取組

### 1 関係機関との連携

安定所は、刑務所出所者等の就労支援について、矯正施設の長又は保護観察所の長から協力依頼がなされた場合、次のとおり支援を行います。

- (1) 受刑者等である支援対象者等については、矯正施設の職員と連携を図りつつ、矯正施設における職業相談、職業紹介、職業講話、求人・雇用情報の提供等の支援を行います。
- (2) 保護観察対象者等である支援対象者等については、更生保護機関の職員と連携を図りつつ、個別の面接を行う等、適切な支援メニューを選定し、就労支援を行います。

### 2 就労支援



支援対象者等の希望、能力、適性等を考慮し、常用雇用のみではなく、パート雇用も含め自立を促進することができる職業を幅広に選定します。

- ・求人状況及び雇用情勢の説明
- ・安定所の活用方法の説明
- ・求職活動に当たっての心構えの確立や不安の解消
- ・これまでのキャリアの棚卸しの支援
- ・履歴書・職務経歴書の作成指導
- ・求人情報の提供
- ・支援対象者等のニーズにあった求人の提示と応募する求人の決定の支援

### 3 トライアル雇用制度の活用

釈放後又は出院後、直ちに常用雇用による就職は困難であり、その職業経験、技術、知識等から判断して、就職の実現には一定期間の試行雇用を経ることが適当である者に対して、トライアル雇用(原則3ヶ月間の有期雇用契約とし、受入先に助成金を支給、引き続き常用雇用への移行を目指す)制度を活用しています。

## 三重県地域生活定着支援センターの取組

### ●三重県地域生活定着支援センターの組織と役割

厚生労働省では平成21(2009)年度から、高齢または障がいにより、福祉的な支援を必要とする矯正施設入所者について、矯正施設や保護観察所等と連携・協働し、退所後直ちに福祉サービス等につなげるための地域生活定着支援事業(現在は地域生活定着促進事業)が開始されました。

地域生活定着支援事業では、各都道府県の「地域生活定着支援センター」において、福祉的な支援の必要な退所者が、退所後直ちに福祉サービスを受けられるよう調整業務が行われているとともに、平成23(2011)年度中には全国47都道府県にセンターの設置が完了し、全国的な広域調整も行われています。

なお、三重県地域生活定着支援センターは、平成22(2010)年4月に設置されています。地域生活定着支援事業の検討がなされていた当時、刑務所内での高齢者の増加や障がい者の多いことが、全国的に問題となっていました。そのため、多くの高齢者や障がい者が、退所後の生活に目途が立たず、再犯に至っていたとともに、犯罪(再犯を含む)をして矯正施設に入る背景にも、高齢や障がいによる生活の困難さがあると指摘されていました。

このような者に必要な福祉サービスを提供することが、生活の破綻を防ぎ、ひいては再犯を防ぐことにもつながると考えられ、事業化されたものです。

### <福祉サービスにつなげる制度的・環境的側面からの困難さ>

地域生活定着支援センターの業務は、矯正施設に入所する高齢や障がいのある者の退所に際して、福祉サービスにつなげることですが、そこにはさまざまな困難がありました。

矯正施設入所者には、例えば住居がない、住民票や身分を証明するものがなく、身元保証人がいない、などといった事情のある者も多く、そのような者を退所後の福祉サービスに結びつけることは、手続等の制度的側面から難しく、また矯正施設入所者という点のみをもって、環境的側面から福祉施設の利用等を断られる場合もありました。

このような現実について、現在でもすべて解消しているとは言えませんが、地域生活定着支援事



業の開始から15年を経て、関係機関や関係事業者等による連携・協働と不断の努力により、徐々に改善されてきたところです。

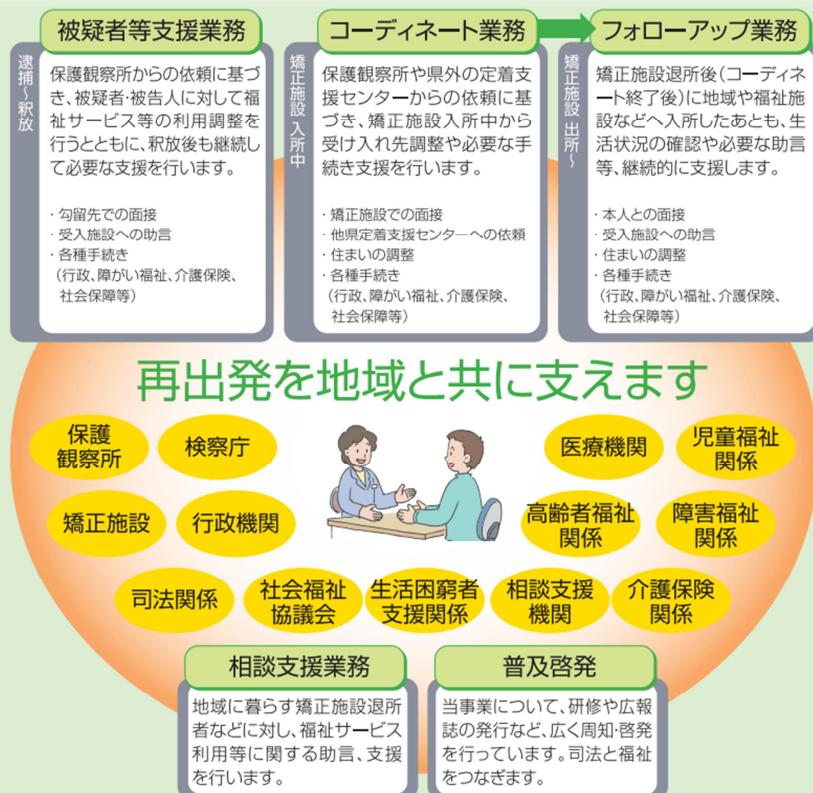
#### <人による人への息の長い支援の必要性>

一方、制度的・環境的側面の改善のみで、矯正施設退所者の地域生活への定着が進むものではありません。

このような者の多くは、人とのつながりを失い、社会の中での居場所を見いだせずにいるため、地域や施設での生活にも馴染みにくさを感じています。関係者の努力で、取り急ぎ福祉サービスにつなげ、サービスの提供を開始しても、それだけでは安定した生活につながらない場合が多く、そこには人(地域生活定着支援センターを含む関係者)による人(矯正施設出所者)への親身になった、息の長い支援が必要となります。

#### ●再犯防止に係る取組

##### (1)三重県地域生活定着支援センターの業務



##### (2)関係機関との連携

関係機関、市町、支援機関との処遇検討会等を積極的に開催、参加することにより、犯罪に至った者等が地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備していきます。また、三重県地域生活定着支援センターでは、不起訴や起訴猶予、刑の執行猶予になった者等に対する相談も受けており、関係者とも連携しながら可能な範囲で、必要な福祉サービスの提供や住居の確保、その他生活の再建に向けた支援を行っています。幅広い相談支援により、高齢や障がいが背景にあるような再犯をさらに防ぐことにつながるものと考えています。

【三重県再犯防止推進計画より】



## 協力雇用主会の取組

協力雇用主は、犯罪をした人等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主です。

各保護区保護司会の協力を得て、平成22年8月末までに県内全16保護区において、更生保護協力雇用主会の発足に至りました。

各保護区保護司会と連携して総会や研修等を実施するとともに、協力雇用主の多業種にわたる新規開拓や雇用実績の向上を図っています。

伊勢更生保護協力雇用主会は平成22年5月13日に設立され、令和7年9月30日現在、19事業所が入会しています。

## 保護司会の取組

保護司は、犯罪や非行をした者の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。法務大臣の委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、任期は2年、再任は妨げないものとされています。給与は支給されないものの、職務に要した費用の全部又は一部が実費弁償金として支給されます。保護司は、保護観察官と協働して、保護観察対象者等の指導・支援を担当するほか、保護司会に所属し、保護司会が主体となって行う犯罪予防活動等に従事しています。保護司は、地域(保護区)ごとに保護司会を組織しており、全国に882、県内には16の保護司会があるとともに、これらの保護司会を連合して、津保護観察所管内(県内)には、三重県保護司会連合会があります。

伊勢保護司会には、令和7年9月30日現在、41名の保護司が在籍し、保護観察対象者への面接や指導、環境調整をはじめとした、地域における更生保護活動に積極的に取り組んでいます。保護司が活動する拠点として、伊勢市内には「伊勢市更生保護サポートセンター」が設置されています。

## 更生保護女性会の取組

更生保護女性会は、犯罪や非行をなくし、犯罪をした人等の立ち直りを支援する女性のボランティア団体であり、犯罪予防活動や更生支援活動のほか、子育て支援活動、青少年健全育成活動など、その地域に根差した幅広い活動を展開することにより、あたたかな人間愛をもって、誰もが人間らしく尊厳をもって生き生きと暮らせる明るい社会の実現に寄与することを目指して活動しています。県内には、三重県更生保護女性連盟のほか、15の地区会があり、各々の地区において、地域のニーズと更生保護女性会会員の自主性による様々な活動を行っています。

伊勢市には「伊勢市更生保護女性会」があり、令和7年9月30日現在、30名が登録され活動しています。



## ・用語解説

### あ行

#### いせ若者就業サポートステーション

仕事に就くことへの不安がある、人と話すのが苦手であるなどの理由で社会への第一歩を踏み出せないでいる若者や、そのことに関して心配している家族からの相談に対応する機関。

#### 入口支援

軽微な犯罪をして起訴猶予となり釈放されたり、刑事裁判で執行猶予(保護観察に付されるものを除く。)などになった高齢者、障がい者に対する住居確保や生活面、福祉面の支援を行うこと。

### か行

#### 矯正施設

犯罪や非行をした人収容し、改善更正のための教育や処遇等を行う施設。法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所などがある。

#### 協力雇用主

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが難しい刑務所出所者などを、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。

#### 居住支援協議会

住宅確保要配慮者(低額所得者、高齢者、障がい者等入居を拒まれやすい等により、住宅の確保について配慮が必要な方)が民間賃貸住宅へ円滑に入居できる環境を整備することを目的に設立した組織。

#### 検挙

警察が捜査を遂げて検察庁等へ送致等すること。

#### 更生保護

犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を推進しようとする活動。

#### 更生保護サポートセンター

保護司をはじめとした更生保護ボランティアの地域における活動拠点として、また、地域の安全・安心の拠点として全国各地に設置。伊勢市には小俣町本町3番地の伊勢市小俣老人福祉会館内にある。

### さ行

#### 再犯者率

検挙等された人の中に、過去にも検挙等された人がどの程度いるのかを表したもの。

#### 再犯率

検挙等された人が、その後の一定期間内に再び犯罪を行うことがどの程度あるのかを表したもの。

#### 執行猶予

刑の言い渡しを受けても、一定期間その執行を保留し、その間に新たな罪を犯さなければ刑の執行が免除される制度。

#### 社会を明るくする運動

犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。

伊勢市では伊勢保護司会、伊勢市更生保護女性会、伊勢警察署、伊勢保健所など関係機関で実



行委員会を組織し、街頭啓発を行っているほか、小中学生を対象とした作文コンテスト、路線バスへのマスク広告の掲出、公用車へのマグネット広告の掲出などを行っている。

#### 重層的支援体制整備事業

令和3年4月の社会福祉法の改正により、新たに創設された市町村の任意事業。①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する。

#### 障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着に当たって就業面・生活面における支援を必要とする障がいのある人に対して、雇用、保健福祉、教育、医療等の関係機関との連携拠点として、連絡調整等を積極的に行なながら、就業及びこれに伴う日常生活・社会生活上の相談・支援を一体的に行なう施設。

#### 障がい者相談支援センター

障がい者や家族の相談に応じる窓口の総称。個別相談や福祉サービスの支援を行う「地域相談支援センター」と地域の相談支援体制の整備や関係機関への助言・調整を行う「基幹相談支援センター」があり、地域における相談支援の中心的な役割を担う。

#### 少年院

保護処分の執行を受ける人などを収容し、矯正教育や必要な処遇を行う。

#### 少年鑑別所

家庭裁判所等の求めにより、少年の心身の鑑別、観護処遇、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行う。

#### スクールカウンセラー

児童生徒の臨床心理に関して専門的知識や経験を有し、学校において、児童生徒や保護者へのカウンセリングなどを行う専門家。

#### スクールソーシャルワーカー

いじめや不登校など、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門家。

### た行

#### 多分野協働プラットフォーム

福祉、まちづくり、地域自治、環境保全など、様々な分野の専門家や行政、民間企業、住民などが一堂に会して交流し、情報共有や課題解決、連携活動を行うための「場」や「仕組み」。

#### 地域包括支援センター

地域住民の健康の保持及び生活の安定のため、保健医療の向上と福祉増進を包括的に支援する、地域の中核機関。主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師又は経験のある看護師の3職種のスタッフにより、「介護予防マネジメント」、「包括的・継続的マネジメント支援」、「総合相談支援」、「虐待防止・権利擁護」を行う。

### は行

#### 不起訴

検察官が特定の事件について起訴しない意思決定をし、これを外部的に明らかにすること。

#### 保護観察

犯罪や非行をした人が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導監督と補導援護を行うもの。

#### 保護観察所

犯罪や非行をし、家庭裁判所の決定により保護観察になった少年、刑務所や少年院から仮釈



放になったもの、保護観察付刑執行猶予となったものに対して、保護観察を行う法務省の機関です。更生保護及び医療観察の実施機関として、保護観察、生活環境の調整などの事務を行う。

### 保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。保護観察の実施、生活環境の調整、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行う。

### ま行

#### 三重県こころの健康センター

薬物依存症における三重県全体の核となる相談拠点。専門性を備えた医師および相談員を配置し、関係機関と連携しながら、専門電話相談、専門面接相談、医師相談による相談支援を行う。

#### 三重県地域生活定着支援センター

刑務所などの矯正施設入所中、あるいは既に矯正施設を出所した高齢、障がいのある人の中で、出所後直ちに福祉的な支援を必要とする人が、地域社会の中で円滑に福祉サービスを受けられるよう、保護観察所や関連機関と協働して社会復帰を支援する機関。

#### 三重ダルク(NPO 法人三重ダルク)

薬物依存症からの回復を目的としたリハビリセンター。薬物をやめたい願望のある人なら誰でも参加できる。3段階のプログラムを行っており、心とからだのケア、社会スキル訓練から学業復帰、就労までをサポートしている。入寮と通所の方法がある。

#### 三重法務少年支援センター

津少年鑑別所に併設された、法務省の専門機関。心理学等の人間科学に精通した職員が、三重県内における非行・犯罪の防止に関する活動や、青少年の健全育成に関する活動の支援などに取り組んでいる。

#### 民生委員・児童委員

地域において、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い社会福祉の増進に努めるボランティアであり、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。伊勢市では令和7年9月30日現在、定数309人に対して276人の民生委員・児童委員が在籍し、活動している。

### や行

#### よりこ(みえ性暴力被害者支援センター)

性犯罪や性暴力の被害に遭った人の相談支援機関。被害に遭った人の心身が少しでも早く回復できるよう、医療機関の紹介、面接相談、法律相談など総合的な支援を関係機関と連携してワンストップのケアを行っている。



## 再犯防止推進法（概要）

【法務省ホームページより】

### 再犯の防止等の推進に関する法律 概要

#### 1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

#### 2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

#### 3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

#### 4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

#### 5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱う義務

#### 6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける



### 7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
  - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
  - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
  - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
  - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
  - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

### 8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

### 9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

### 10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

### 11. 基本的施策

#### 【国の施策】

##### 再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等(第11条)
- 2 就労の支援(第12条)
- 3 非行少年等に対する支援(第13条)

##### 再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等(第18条)
- 9 再犯防止関係施設の整備(第19条)

##### 社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等(第14条)
- 5 住居の確保等(第15条)
- 6 更生保護施設に対する援助(第16条)
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第17条)

##### 再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等(第20条)
- 11 社会内における適切な指導及び支援(第21条)
- 12 国民の理解の増進及び表彰(第22条)
- 13 民間の団体等に対する援助(第23条)

#### 【地方公共団体の施策】(第24条)

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

### 12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする



## 伊勢市再犯防止推進計画策定委員会 委員名簿、設置条例

区分	組織	氏名	備考
学識経験者	皇學館大學	鵜沼 憲晴	委員長
更生保護の 関係者	中部矯正管区	長濱 有沙	
	三重法務少年支援センター(津少年鑑別所)	山本 彩那	
	三重刑務所	高村 護	
	宮川医療少年院	小池 大作	
	津保護観察所	太田 ひとみ	R7.8.5~9.30
		菅原 浩司	R7.10.1~
	津地方検察庁	山本 泰正	
	伊勢警察署	西教 孝哉	
	伊勢公共職業安定所(ハローワーク伊勢)	杉岡 一幸	
	三重県地域生活定着支援センター	野田 知子	
	伊勢保護司会	岩崎 三安子	
	伊勢市更生保護女性会	橋本 さち子	
	伊勢市民生委員児童委員協議会連合会	小林 初美	副委員長



## ○伊勢市附属機関条例「抜粋」

### (趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づく附属機関の設置等については、法令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

### (設置)

第2条 別表第1の第1欄に掲げる執行機関等(市長(公営企業の管理者の職務を行う市長を含む。以下同じ。)、教育委員会又は公営企業の管理者をいう。以下同じ。)の附属機関として、同表の第2欄に掲げる附属機関を置く。

2 前項に規定するもののほか、執行機関等の附属機関として、別表第2の第1欄に掲げる附属機関を同表の第2欄に規定する選定を行う業務ごとに置く。ただし、当該選定に係る同欄に掲げる事務を市の職員のみで行う場合は、この限りでない。

### (所掌事務)

第3条 附属機関が所掌する事務は、別表第1の第3欄又は別表第2の第2欄に掲げるとおりとする。

### (組織)

第4条 附属機関の委員その他の構成員(以下「委員等」という。)の定数は、別表第1の第4欄又は別表第2の第3欄に掲げるとおりとする。

2 附属機関に、特別の事項について審査又は調査審議をさせるため必要があるときは、臨時の委員等(以下「臨時委員等」という。)を置くことができる。

3 附属機関に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門の委員等(以下「専門委員等」という。)を置くことができる。

### (委員等の任命)

第5条 委員等は、別表第1の第5欄又は別表第2の第4欄に掲げる者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。

2 臨時委員等は、当該特別の事項に関し知識経験を有する者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員等は、当該専門の事項に関し知識経験を有する者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。

### (委員等の任期等)

第6条 委員等の任期は、別表第1の第6欄又は別表第2の第5欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員等は、再任されることがある。

3 臨時委員等は、その者の委嘱又は任命に係る当該特別の事項に関する審査又は調査審議が終了したときは、解職され、又は解任されるものとする。

4 専門委員等は、その者の委嘱又は任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解職され、又は解任されるものとする。



別表第1(第2条—第6条関係)

執行機関等	附属機関	所掌事務	定数	構成	任期
市長	«前略»				
	伊勢市再犯防止推進計画策定委員会	伊勢市再犯防止推進計画(再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画をいう。)の策定に関する事項についての調査審議に關すること。	15人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 更生保護の関係者 (3) その他市長が必要と認める者	委嘱され、又は任命された日から調査審議が終了した日まで
	«後略»				

## ○伊勢市再犯防止推進計画策定委員会規則

令和7年3月31日  
規則第12号

## (趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市附属機関条例(平成29年伊勢市条例第2号)第9条の規定に基づき、伊勢市再犯防止推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に關し必要な事項を定めるものとする。

## (委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

## (会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (庶務)

第4条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

## (委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に關し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 第2期伊勢市再犯防止推進計画

発行年月：令和8年 月

編 集：伊勢市健康福祉部福祉総務課

〒516-8601

三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号

TEL：0596-21-5557

FAX：0596-21-5555